

技能労働者

1. 定義

【技術者の定義】

- 建設業法においては、建設工事を施工する場合には、工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、監理技術者や主任技術者を置かなければならないこととされている。

※建設業法第26条の3において、技術者の職務として「当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督」が規定されている。

【技能労働者の定義】

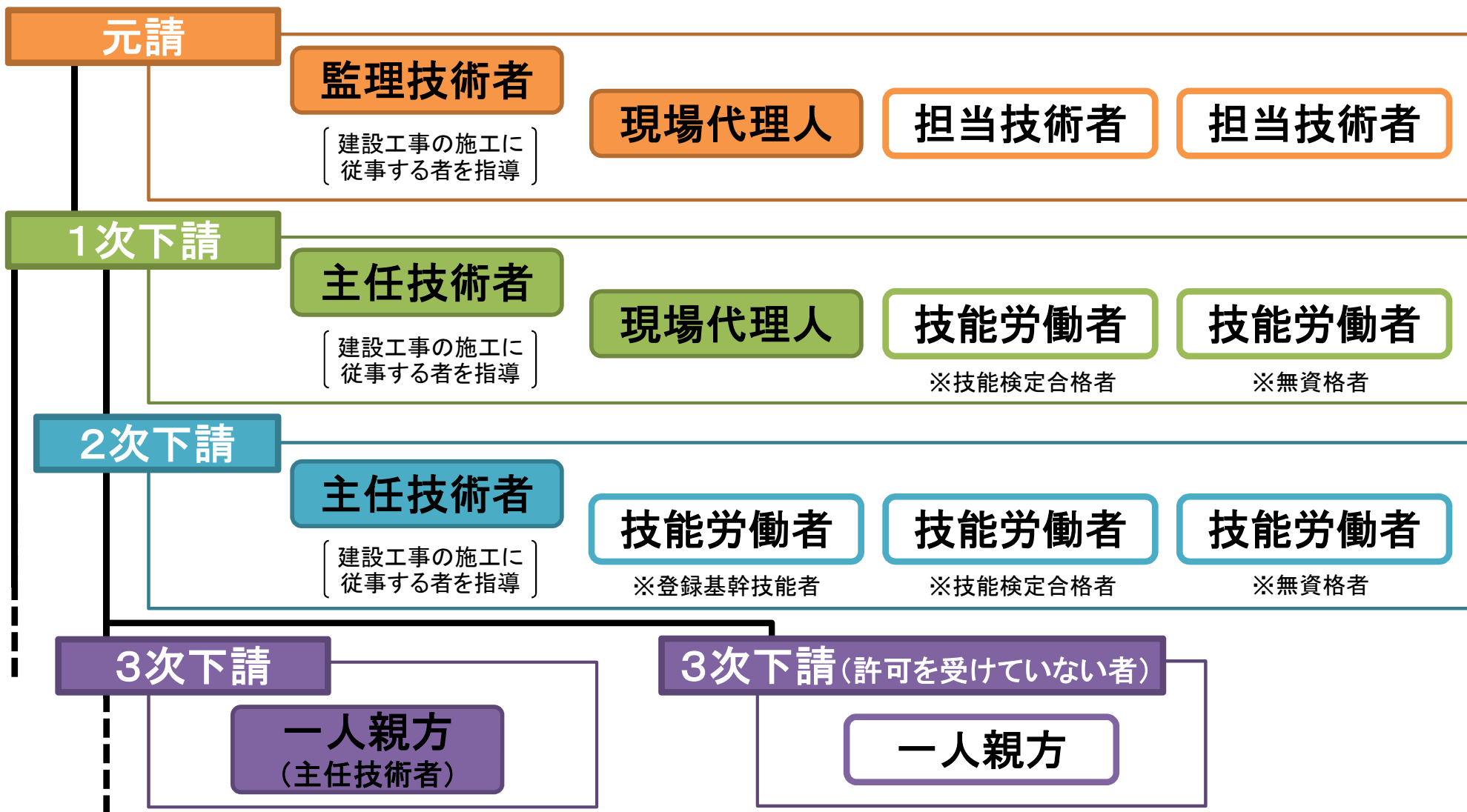
- 法令上、技能労働者の定義はなされていない。
- 労働力調査においては、「建設業の生産工程従事者、建設・採掘従事者、輸送・機械運転従事者」を技能者としており、平成28年時点で326万人とされている。

2. 技術者と技能労働者の違い

- 技能労働者とは、建設工事の直接的な作業を行う、技能を有する労働者である。
- 一方、技術者とは施工管理を行う者であり、直接的な作業は基本的には行わない。

※10年以上の実務経験を有している技能労働者は技術者としての資格を得ることが可能。

- 建設工事現場では、主任技術者や監理技術者、現場代理人のほか、各担当の技術者や技能労働者、一人親方等がその工事に従事している。



※ 上記は一例であり、実際の工事現場では様々な施工体制がとられ、従事する者のパターンも様々である。また、一人の者が複数の役割(主任技術者と現場代理人等)を兼ねることがある。

※ 建設業法第26条の3第2項において、工事現場における建設工事の施工に従事する者は、主任技術者又は監理技術者がその職務として行う指導に従わなければならないこととされている。

1. 建設業法上の規定

- 建設業法第24条の6において、元請で請けた特定建設業者に対し、下請が、建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定*に違反しないよう指導する努力義務が課せられている。

* :労働基準法(暴行等による強制労働の禁止、中間搾取の排除、賃金の支払い、15歳までの労働禁止、18歳までの者及び女性の坑内労働の禁止 等)
職業安定法(労働者供給事業の禁止、暴行及び虚偽広告等による職業紹介等の禁止 等)
労働安全衛生法(労働基準監督署等による労災防止のための措置命令 等) 労働者派遣法(建設業務に関する労働者派遣事業の禁止)

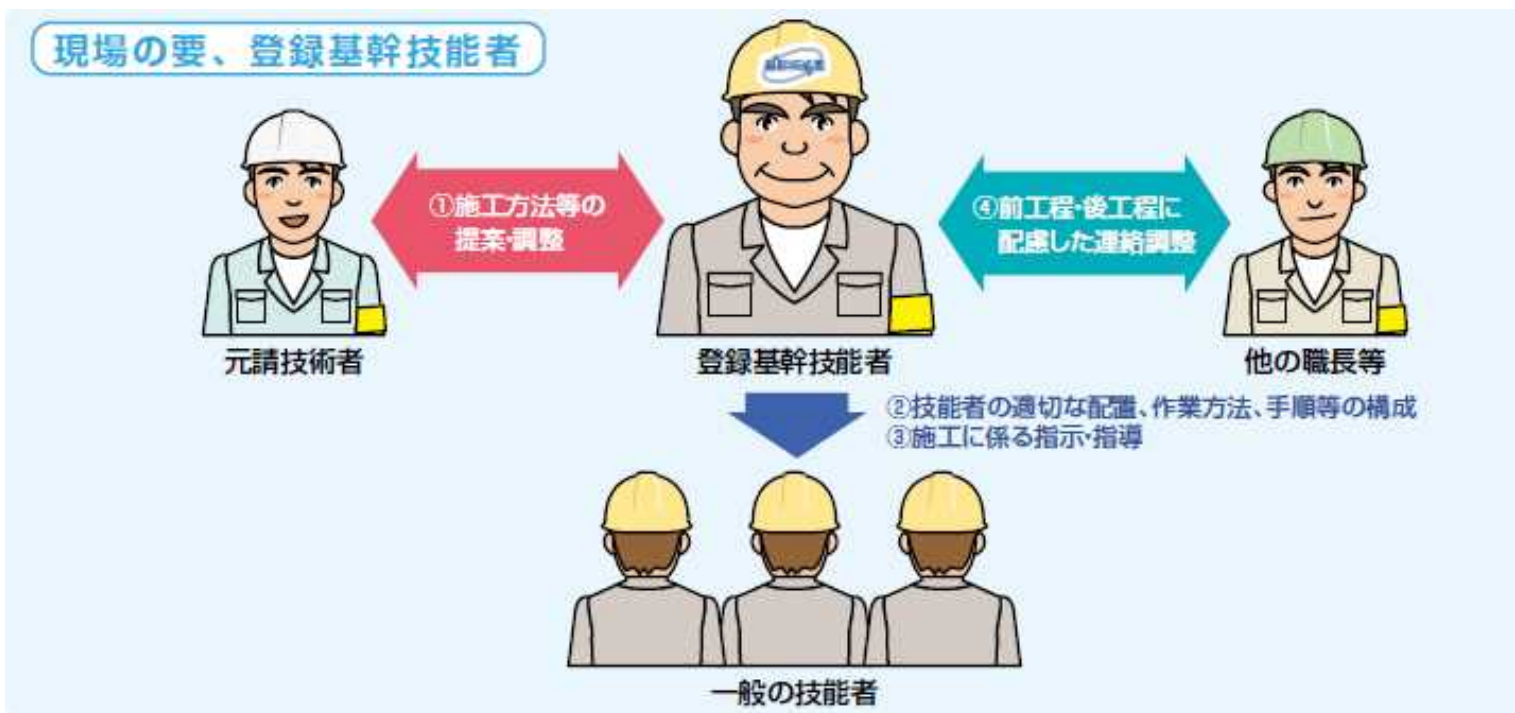
- また、建設業法第26条の3第2項は、「建設工事の施工に従事する者は、主任技術者又は監理技術者がその職務として行う指導に従わなければならない」旨規定している。

2. 品確法上の規定

- 公共工事の品質確保の促進に関する法律第3条第10項において、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が改善されるよう配慮されなければならないこととされている。
- また、同法第8条第2項においても、受注者は、公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならないこととされている。

- 建設業法では、経営事項審査の評価要素である技術的能力のひとつとして、建設業法施行規則第18条の3第2項において、「工事現場において基幹的な役割を担うために必要な技能に関する講習(大臣の登録を受けた者、登録基幹技能者講習)を修了した者の数」が規定されている。
- この「登録基幹技能者」とは、熟達した作業能力、豊富な経験、現場を効率的にまとめるマネジメント能力を備え、専門工事業団体の資格認定を受けた技能者であり、技能労働者のトップ(総括職長)として、安全管理・品質管理等の横断的な調整・指導を実施しており、工事の品質等への貢献、技能労働者の目標像としての活躍が期待される。

【登録基幹技能者の役割(イメージ)】



〔登録基幹技能者の要件〕

- ① 基幹的な役割を担う職種で**10年以上**の実務経験
- ② **3年以上**の職長経験
- ③ 実施機関が定める資格の保有

〔種類、人数〕

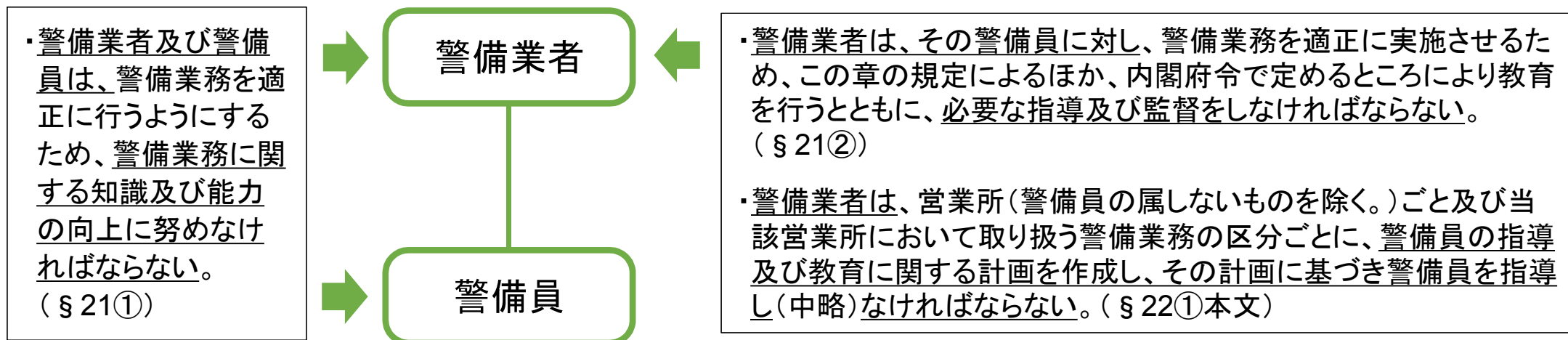
・33職種(43機関)、51,660名
※5年毎の更新
(平成28年3月末現在)

- これまで、建設業法では、工事現場に監理技術者又は主任技術者を配置することにより、工事が適切に行われることを前提としており、当該技術者以外の工事現場のプレーヤーは位置づけがなされていなかった。
- この点、今日的に見て、建設工事の現場における技能労働者の果たすべき役割を踏まえ、制度上の位置づけを検討すべきではないか。

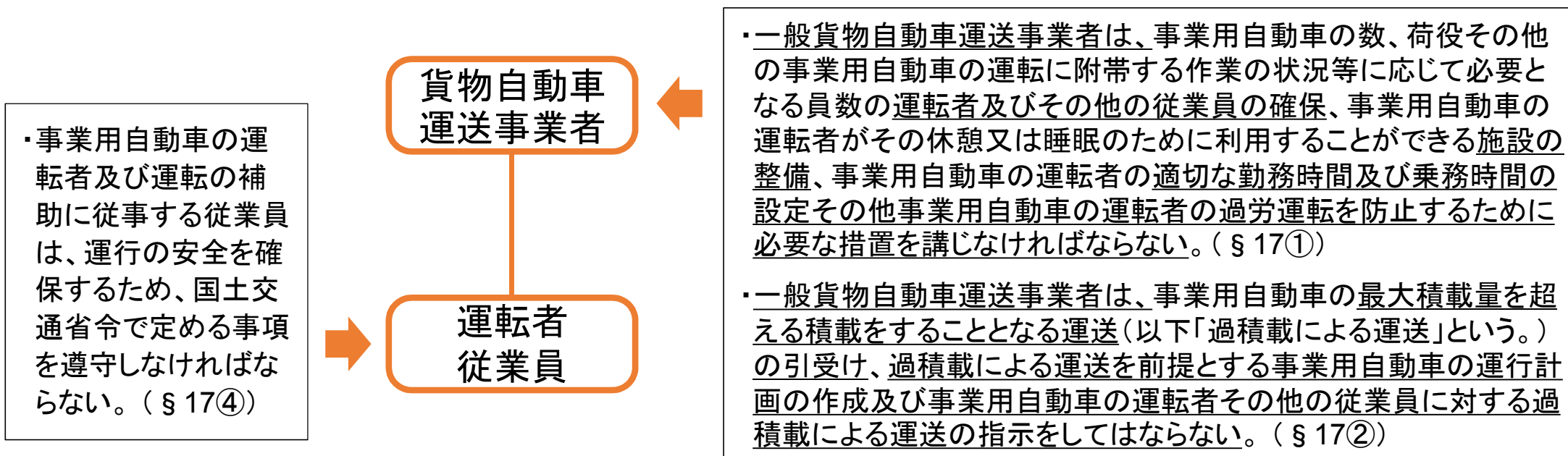
(検討の視点の例)

- 技能労働者の育成や技能の向上
- 技能労働者の処遇改善
- 技能労働者の中でも、工事現場において基幹的な役割を担っている基幹技能者の位置付け
- 実務経験の蓄積による技能労働者から技術者へのつながり
- 有資格者とその他の従業員との関係

○警備業法(昭和47年法律第117号)



○貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)



- 宅地建物取引業者は、その従業者に対し、その業務を適正に実施させるため、必要な教育を行うよう努めなければならない。（第31条の2）
- 宅地建物取引業者又はその代理人、使用人その他の従業者（以下この条において「宅地建物取引業者等」という。）は、宅地建物取引業に係る契約の締結の勧誘をするに際し、宅地建物取引業者の相手方等に対し、利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供する行為をしてはならない。（第47条の2第1項）
- 宅地建物取引業者は、国土交通省令の定めるところにより、従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。（第48条第1項）
- 従業者は、取引の関係者の請求があつたときは、前項の証明書を提示しなければならない。（48条第2項）
- 宅地建物取引業者は、国土交通省令で定めるところにより、その事務所ごとに、従業者名簿を備え、従業者の氏名、住所、第一項の証明書の番号その他国土交通省令で定める事項を記載しなければならない。（第48条第3項）
- 宅地建物取引業者は、取引の関係者から請求があつたときは、前項の従業者名簿をその者の閲覧に供しなければならない。（第48条第4項）
- 宅地建物取引業者の使用人その他の従業者は、正当な理由がある場合でなければ、宅地建物取引業の業務を補助したことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。宅地建物取引業者の使用人その他の従業者でなくなつた後であつても、また同様とする。（第75条の2）